

持続化給付金の支給について

— 令和2年度補正予算の成立が前提となります —

中小企業最大200万、個人事業主に最大100万円の現金給付 <4月13日現在>

支給対象

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。また、医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

給付額

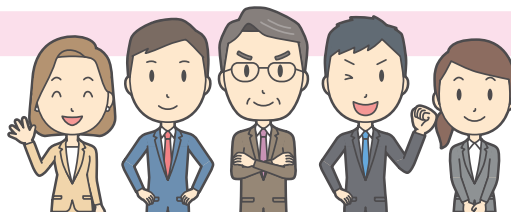
法人には最大**200万円** フリーランス、個人事業主には最大**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

申請書類（4月最終週を目処に確定します）

住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。

（注）通帳の写しで確認します。



• 法人の方

①法人番号 ②2019年の確定申告書類の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿等

• 個人事業主の方

①本人確認書類 ②2019年の確定申告書類の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿等

支給開始時期

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。 ※申請者の銀行口座に振り込み

申請方法

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置します。

計算式

（前年の総売上（事業収入））－（前年同月比▲50%した月（注）の売上×12か月）

（注）2020年1月から2020年12月のうち2019年の同月比で売上が50%減少したひと月を事業者が選択する
※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

（例）2019年年間総売上 1000万円の場合

	1月	2月	3月	4月	5月	～	12月
2019年	80万円	90万円	100万円	150万円	110万円	～	—
2020年	85万円	100万円	80万円	69万円	—	～	—

・計算式 前年の売上1000万円－（前年比▲50%の売上69万円×12ヵ月）＝1000万円－828万円＝172万円

・給付額 ※個人事業主は上限100万円→給付額 100万円

※中小企業は 上限200万円→給付額 172万円

相談ダイヤル 中小企業金融・給付金相談窓口 **0570-783183**（平日・休日 9:00～17:00）